

地域医療対策特別委員会会議録

1 審査事件

(1) 議案第87号 魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

2 日 時 平成25年9月24日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 大平恭児、遠藤徳一、佐藤 肇、高野甲子雄、森島守人、星野武男、
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大平市長、榎本健康課長、大淵病院局事務局長、佐藤新病院対策室長

7 書 記 小幡議会事務局長、関主任

8 経 過

開 会 (13:28)

佐藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから地域医療対策調査特別委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 議案第87号 魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第1、議案第87号、魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

大平市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

高野委員 国保の適用という形に条文のほうは名称の関係がかわっていますが、国保の適用になると、いわゆる市立で、国から交付金等で財政の交付がなされていると思うんですけれども、その辺、国保の適用と直営の関係になりますと、市の財政にどのような変化が出てきますか。

榎本健康課長 国保病院にした理由は、いずれ施設の修繕、機器の更新という関係が出てくると思いますが、その際に補助金が見込めるために国保病院としたものです。それから交付金の話がありましたけれども、市が設置する病院であり、指定管理で経営を任せるということですので、市が申請して補助金を受けることになります。

高野委員 今、堀之内病院それから守門診療所、入広瀬診療所、同じだと思うんですけれど

も、病院の関係で堀之内病院はそういうことで国保適用という形になっていますが、守門それから入広瀬の診療所を入れなかったというのは、どういう理由になりますか。

大湊病院事務局長　今回は、新小出病院の建設に既に着手しておりますので、それをまず先に条例上指定管理ができるようにするということから、今回この病院の設置に関する条例を先に提案させていただいたということです。診療所につきましても指定管理という形を考えておりますけれども、時期的にまだ明確に協議が整っておりませんので、それで今回は病院のみ先に出させていただいたということでありませう。

高野委員　指定管理のほうまで踏み込んだんで、少しその辺に踏み込んでいいのかどうかは別にしましても、条件が診療所のほうを整わないということは、裏を返せば堀之内病院のほうは指定管理で条件が整ったというふうにも受け止められるんですけども、整ったという判断で条文が出てきているわけですか。

大湊病院事務局長　すべてのお膳立てができたということではございませんけれども、新小出病院と堀之内病院はセットであるという考え方から、今回この条例を出させていただいたということでありませう。診療所につきましては、条例が違いますし、必ずしも新小出病院のスタートに合わせるという必要性、必然性が薄いものですから、今回は堀之内病院が先に出ているということでありませう。

高野委員　揚げ足をとるつもりはありませんが、堀之内病院も含めて指定管理を考えているということで、それは新小出病院と同時という考え方をしているのでしょうか。

大湊病院事務局長　この地域医療の再編という考え方の中で、基幹病院を中心とした地域医療体制を構築するのに新小出病院それから堀之内病院について、本市においては一体の中で考えなければならないということですか。

高野委員　今言いましたその時期というのは、どうなんですか。新小出病院ができたときということですか。

大湊病院事務局長　確定をしているわけではございませんけれども、やはり27年の4月1日が好ましいのではないかとというふうには内部では協議を進めております。

高野委員　指定管理による管理という条文が入っているので質問させてもらうんですけども、今、堀之内病院がそういうことで考えられているということになりますと、公立病院の改革プランとの整合性というのは、どのように受け止めておられますか。

大湊病院事務局長　公立病院改革プランは、地域医療の再編計画が具体的に定まる前に作られたものが土台になっておりますので、整合性という面からすると若干ずれはございます。

高野委員　改革プランの基本的な考え方については、行政と病院が十分納得して住民に公表しなければならないというふうになっておりますけれども、魚沼市のホームページを見ますと23年度の進捗状況が出ておりますが、その中には経営形態の見直しとかについては議論をされていませんし、そういう方向が出ていないわけですので、堀之内病院を明記をして指定管理できるという形にするというのは、公立病院改革プランとの整合性が少し取れないのではないかと判断を私はするんです。だから、これについては少し条文を削るなり何なりというのを考えていますけれども、その辺の整合性ということについてお尋ねするんですけども、もう一度。

大湊病院事務局長　先ほど申し上げましたように、整合性を見ますと若干ずれてはおりますけれども、公立病院改革プランの上位計画として、改革プランを実施中に地域医療の再編

計画が出てきたわけですので、そちらのほうに含まれていると判断しています。

高野委員　これは特別委員会ですので、その中でも公立病院改革プランの関係については提案も提起もなされていないので、事務局長が言いましたようにこちらのほうが上位の計画になるということからすると、やはり整合性に少し疑問があるというふうに考えます。その辺の疑問があるんですが。

大淵病院事務局長　私が上位計画と申し上げたのは地域医療の再編計画でございますので、そちらのほうの計画が優先されるということです。公立病院改革プランにつきましては、そちらの計画に包含されていると考えております。公立病院改革プランの進捗状況の報告のときには、地域医療再編計画が優先するのでその計画を待って新たな見直しに入るといふ報告がなされているようであります。

高野委員　公立病院改革プランの関係については、そういうことで進捗状況等についても報告するようになっていきますので、地域医療の動きがあれば、それも含めて報告という形になるはずだと思うんですけども、特別委員会にも当然そういう関連があるということで提案がなされるべきだと思うんですけども、今までそういう話もなかったもので、極めてこの条例については唐突感がします。その辺の唐突感の関係については、どのように受け止めておられますか。

佐藤委員長　高野委員、今回の条例の中身については計画とは違っているんだろうと思いますので、その辺を整理して質疑をお願いします。

高野委員　今言いましたように、私が言いたいのは、この設置条例、新小出病院の設置については急がなければならないと思っていますけれども、堀之内病院それから守門、入広瀬診療所の関係、これを指定管理という形で議論を出してきますと、非常に大きな問題になりますので、設置条例と指定管理を別に扱ったほうが整理がつくというふうに私は考えているんですが、執行部のほうは考えられないんですか。

大淵病院事務局長　公立病院改革プランにつきましては、堀之内病院だけの改革プランになります。新小出病院、基幹病院絡めての地域医療再編計画でありますので、公立病院改革プランの中で地域医療の再編を計画づけるのは、なかなか難しい部分があります。堀之内病院だけではないわけですから、そんなことから地域医療再編計画を優先して上位計画と位置づけた中で、公立病院改革プランは平成23年度の報告で「地域医療の再編を見据えながら」という文言で進捗状況を示しておりますので、私はそちらのほうの計画の中に現在は含まれていると理解しております。現在の進捗状況につきましては、経営状況の報告のみでございます。そのほかの経営の今後の方向などについては、地域医療再編計画に沿った改革をする形になっておりますので、そのような判断の下に進めております。

大平委員　診療科目それから病床数、それぞれ出されております。診療科目については内科、外科及びリハビリテーション科、病床数については一般病床34、療養病床が50と規定してありますけれども、これからの状況に応じて、診療科についてはこれにとらわれないと思っているのか、それともこれに基づいてちゃんとやるということなのか、その辺の考えを聞かせてください。

榎本健康課長　病床数それから標榜する科目については、22年に構想を出して23年に基本計画を出して市民に説明してきましたが、それと同じ内容になっております。標榜する科については、今後新たに追加もあるでしょうし、状況変化によっては標榜しない可能性もな

くはないですが、条例提案するわけですので今までの計画に沿った内容で提案したいということですが。

佐藤委員長 委員長を交代します。

(委員長交代)

森島副委員長 代わって委員長を務めます。

佐藤委員 病床数なんですが、新小出病院が稼働した時点で、一般病床が堀之内病院からなくなるということになっているんですが、この辺は条項の中にその時点でどうこうするということは、特に入れなくていいでしょうか。

榎本健康課長 二次医療圏の中で割り当てられている病床数と条例上の病床数は乖離するところがありますが、新病院が持てるのは90床と44床ですので、一般病床については、はっきり明言できませんけれども開院後しかるべきときに改正したいと考えています。

佐藤委員 条例改正を開院後というか、その段階になってからするという事で理解してよろしいでしょうか。

榎本健康課長 そのとおりです。

佐藤委員 今回指定管理に出す部分の条項と、料金の収受に関する条項、手続き等について、3条加えているということになります。指定管理の部分については、私は設置の条例と離して別に考えたほうがいいのではないかなど。というのは、今の段階で指定管理の受け皿としては魚沼市医療公社が考えられているわけなんですが、その施設の利用とか細かいところについては、中身がなかなか見えてきていない部分もあるのではないかと思います。それからもう1点は、これは施設だけの話なんですけれども、職員の処遇といいますか、その辺については今後検討する、または現在協議中という部分があって、建物に人間がついているわけではないとは思いますが、普通の温泉施設等を指定管理に出すのちょっと性格が違うのではないかと思うわけですが、その辺の考え方についてお聞きしたいと思えます。

榎本健康課長 この条例を検討するに当たっては、県の基幹病院の設置条例を参考にさせていただきました。それもこのように指定管理できる規定になっております。それから、市が所有する例えば観光施設等についても、施設の設置条例に指定管理できる規定となっております。この提案した内容でお願いしたいと思います。

森島副委員長 委員長を交代します。

(委員長交代)

佐藤委員長 しばらくの間休憩します。

休 憩 (13:51)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13:52)

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。

高野委員 設置条例、まだまだ今言いました指定管理のあり方、公立病院改革プランとの整合性、職員の処遇の関係等、できる条例とは言われましても根本的な地域医療の方向性も規定する条例になっておりますので、今言いましたような根本的な課題がまだ整理されていないと考えておりますので、この条例については継続して審査していただきたいということで動議を提出します。

佐藤委員長 継続審査の動議が提出されましたので、ただいまの動議について採決します。議案第87号は継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数です。よって、動議は否決されました。これから議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。(なし) なければ、これで討論を終結します。これから議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。(異議あり・異議なし) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご賛成の方の挙手を求めます。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって、議案第87号、魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) その他

佐藤委員長 日程第2、その他に入ります。皆さんから何かありますか。(なし) なければ、その他を終わります。本日の会議録の調製については、委員長に一任願いたいと思います。本日の地域医療対策特別委員会はこれで閉会します。

閉 会 (13 : 56)